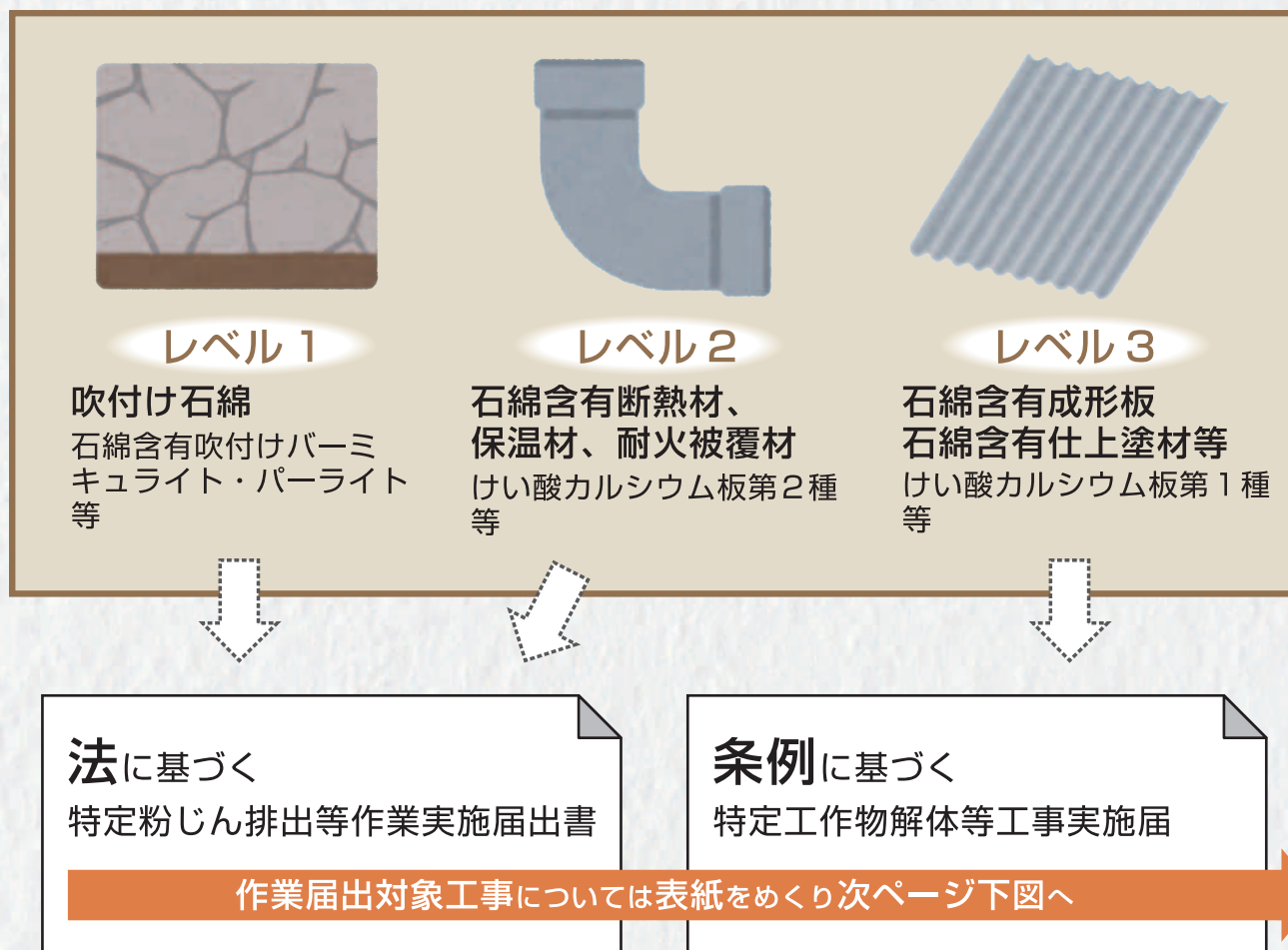


解体・改修工事の発注者・元請業者・自主施工者の皆様へ

大気汚染防止法及び兵庫県条例による アスベスト(石綿)の規制について

大気汚染防止法（以下「法」という。）が改正され、令和3年4月から規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されました。兵庫県では、平成17年度からスレートやビニール床タイルなど非飛散性アスベスト含有建築物等が解体される場合にもアスベストの飛散が懸念されることから「環境の保全と創造に関する条例」（以下「条例」という。）により規制を行っています。



兵庫県 環境部 水大気課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL : 078-362-3287 FAX : 078-362-3966

E-mail : mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp

URL : https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg_179/leg_321



解体等工事の流れ

発注



工事前

事前調査 (知見者(要資格・登録)による特定建築材料の使用有無の調査)

R5.10.1～建築物
R8.1.1～工作物

アスベスト使用なし

非飛散性アスベスト(レベル3)

飛散性アスベスト(レベル1,2)

事前調査結果・作業内容の発注者への説明

事前調査結果の

記録の作成・保存

3年保存

遅滞なく 兵庫県または政令市への報告(石綿事前調査結果報告システム)

※ 報告対象工事

建築物: 解体部分の床面積合計が80㎡以上の解体工事

請負代金の合計が100万円以上の改修等工事

工作物: 請負代金の合計が100万円以上の解体等工事

下請負人への説明

事前調査結果の掲示(工事期間を通して)

解体等工事開始日の中7日前までに

条例に基づく

特定工作物解体等工事实施の届出

(解体工事及び一部の改修工事に限る)

※規模要件あり

特定粉じん排出等作業開始日の中14日前までに

法に基づく

特定粉じん排出等作業

実施の届出

工事中

解体等工事



特定粉じん排出等作業
除去等の措置**作業基準**の遵守

※届出対象外の作業にも、作業基準(作業方法等の掲示を含む)が適用されます



工事後

特定粉じん排出等作業結果の**記録の作成・保存**
作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存

3年
保存

届出対象の解体等工事について ※上図の規模要件について

アスベスト使用なし	非飛散性アスベスト アスベスト含有成形板など		飛散性アスベスト 吹付けアスベストなど
延べ床面積1,000㎡以上	延べ床面積80㎡以上	延べ床面積80㎡未満	規模要件なし
建築物の解体工事			建築物・工作物の解体・改修工事
環境の保全と創造に関する条例 『特定工作物解体等工事实施届』 届出者: (元請) [自主施工者]		作業届出 対象外	大気汚染防止法 『特定粉じん排出等作業実施届出書』※ 届出者: 《発注者》 [自主施工者]

※ 配管保温材の除去時等で、石綿材料に直接触れず石綿粉じんが飛散するおそれがない場合は、法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」は不要ですが、条例に基づく「特定工作物解体等工事实施届」は必要です。

発注者・元請業者・自主施工者の役割

解体等工事を請負業者に発注する場合

■ 発注者（建築物所有者等）

- 1) 元請業者が行う事前調査への費用負担と協力（設計図書等の提供等）
- 2) 法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出（届出対象工事の場合）
- 3) 元請業者が適切なアスベスト飛散防止対策を行えるよう施工方法、工期、工事費等についての配慮

■ 元請業者

- 1) 事前調査の実施（知見者（要資格・登録※¹）の活用が必要）
※1 特定建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者など（以下同じ）
（R8.1～は工作物の解体等工事について工作物石綿事前調査者などの活用が必要）
- 2) 事前調査結果の発注者への書面説明・説明書面（写し）の保存（3年）
- 3) 事前調査結果の記録・保存（3年）
- 4) 事前調査結果の都道府県等へ石綿事前調査結果報告システム等による報告（報告対象工事の場合）
- 5) 条例に基づく特定工作物解体等工事实施届出（届出対象工事の場合）
- 6) 事前調査結果の掲示・記録（写し）の工事現場への備え置き
- 7) 作業計画の作成
- 8) 作業方法等の下請負人への説明
- 9) 作業基準の遵守
注：作業基準の遵守義務は下請負人にも適用されます
注：届出対象外の作業であっても、法に基づく作業基準を遵守する必要があります
- 10) 作業終了時の確認（必要な知識を有する者※²による確認）
※2 事前調査における必要な知識を有する者又は石綿作業主任者（以下同じ）
- 11) 作業記録の作成・保存（3年）
- 12) 作業結果の発注者への書面報告・説明書面（写し）の保存（3年）

解体等工事を自ら施工する場合

■ 自主施工者（建築物所有者等）

- 1) 事前調査の実施（知見者（要資格・登録※¹）の活用が必要（軽微なものを除く））
- 2) 事前調査結果の記録・保存（3年）
- 3) 事前調査結果の都道府県等への石綿事前調査結果報告システム等による報告（報告対象工事の場合）
- 4) 法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出、条例に基づく特定工作物解体等工事实施届出（それぞれ届出対象工事の場合）
- 5) 事前調査結果の掲示・記録（写し）の工事現場への備え置き
- 6) 作業計画の作成
- 7) 作業基準の遵守
注：届出対象外の作業であっても、法に基づく作業基準を遵守する必要があります
- 8) 作業終了時の確認（必要な知識を有する者※²による確認（軽微なものを除く））
- 9) 作業記録の作成・保存（3年）

法による作業基準について

■ 作業計画の作成

届出の有無に関わらず、全ての石綿含有建材の除去等作業において作業計画を作成し、当該計画に基づき作業を実施する必要があります。

■ 掲示

公衆の見やすい場所に掲示板（A3サイズ以上）を設置する必要があります。

- 1) 事前調査結果等の掲示 ※結果が「石綿なし」の場合でも掲示が必要です。
解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して掲示してください。
 - ・ 元請業者の名称等、調査終了年月日、調査方法、調査結果、特定建築材料の種類等
- 2) 特定粉じん排出等作業に係る掲示
 - ・ 発注者、元請業者等の名称等、届出年月日、届出先、作業実施期間及び方法等

■ 作業の種類ごとの作業基準

作業の種類ごとに飛散防止措置等を取る必要があります。

（吹付け石綿、石綿含有保温材等を切断等の方法により除去する場合の例）

- 1) 作業場を他の場所から隔離し、出入口に前室を設置すること
- 2) 作業場及び前室を負圧に保ち、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること
- 3) 作業開始前及び中断時の作業場及び前室が負圧が保たれていることを確認すること
- 4) 作業の開始前、開始直後等に集じん・排気装置が正常に稼働することを確認すること
- 5) 確認により異常が認められた場合は、必要な措置を実施すること
- 6) 確認結果等を記録し、特定工事が終了するまでの間保存すること
- 7) 除去する石綿含有建材を薬液等により湿潤化すること
- 8) 隔離を解く前の除去部分への薬液散布、作業場内の清掃等特定粉じんを処理すること

■ 作業中の記録・確認、作業完了後の確認

負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常の確認等作業計画に基づく飛散防止措置の実施状況について記録し、特定工事が終了するまでの間保存する必要があります。また、除去等完了後に、必要な知識を有する者※²に確認させる必要があります。

条例独自の作業基準について

条例で規制対象となる解体等工事を行う場合は、法の作業基準に加えて、以下の飛散防止基準を遵守する必要があります。

条例独自の飛散防止基準

- ① 防じんシートその他の資材で、工事現場が覆われていること。
- ② 散水その他の方法により、工事現場が湿潤化されていること。
- ③ 石綿を湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な措置が講じられていること。
- ④ 特定石綿含有材料（レベル1,2）の封じ込め作業に当たっては、作業実施前に石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等の接着性、浸透性等の性能を確認し、適正なものを使用すること。囲い込み作業において石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等を使用するときも同様とすること。
- ⑤ 撤去された非飛散性石綿含有材料（レベル3）の車両への積み込みにおいても石綿粉じんの飛散防止措置が講じられていること。

解体等工事の飛散防止措置の例

石綿含有断熱材等

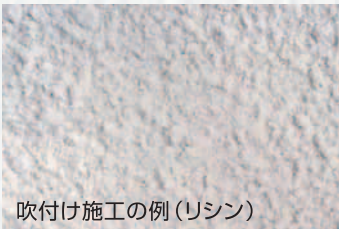


- 1) 隔離養生 除去を行う部分の周辺を事前に隔離養生（負圧）することが必要
- 2) 湿潤化 薬液等による湿潤化が必要
- 3) 除去後の措置 養生を解く前の除去部分への薬液散布、作業場内の清掃等特定粉じんの処理が必要

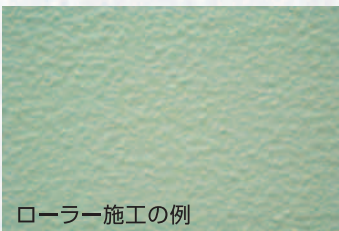
出展：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月（令和6年2月改正）厚生労働省 環境省）

上記の措置と同等以上の効果を有する措置の一例として配管の一部に使用された保温材の除去にグローブバッグを使用して除去する工法がありますが、作業中にグローブバッグが破損しないよう十分注意してください。

石綿含有仕上塗材及び石綿含有下地調整材



吹付け施工の例（リシン）



ローラー施工の例

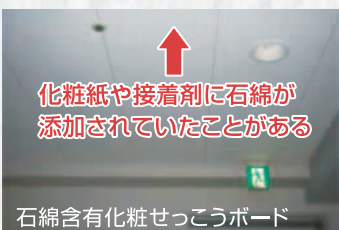
- 1) 湿潤化 除去を行う際は、原則として湿潤化の措置が必要。この湿潤化には剥離剤を使用する方法も含まれ、作業中において湿潤な状態を保つことが必要
- 2) 隔離養生 電気グラインダー等を使用して除去を行う場合は、湿潤化に加えて隔離養生（負圧不要）の措置が必要。また、現場の状況等により、十分な集じん機能を有する集じん装置を使用する場合は、隔離養生を行わないことも可能
- 3) 除去後の措置 作業場内の特定粉じんの清掃が必要（養生を行った場合は養生を解く前に実施）

出典：日本建築仕上材工業会 <https://www.nsk-web.org/kikaku/index.html>

石綿含有成形板等



石綿含有スレート（波板）



石綿含有化粧せつこうボード

- 1) 原形のまま取り外し 切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すことが必要
- 2) 湿潤化 やむを得ず切断等する場合は薬液等による湿潤化が必要
- 3) 隔離養生 けい酸カルシウム板第1種にあっては、やむを得ず切断等する場合は除去する部分周辺を事前に隔離養生することが必要（負圧不要）
- 4) 除去後の措置 作業場内の特定粉じんの清掃が必要（養生を行った場合は養生を解く前に高性能真空掃除機により実施）細かいものは高性能真空掃除機による清掃が必要

出展：目で見えるアスベスト建材（第2版 平成20年3月 国土交通省）

取り外した建材は高所からの投下などのないように注意してください。

取り外した後は、壊さずに廃棄してください。

やむを得ず切断等する場合には、十分な湿潤化等飛散防止措置を講じてください。

法及び条例の届出先

大気汚染防止法に関する届出（「特定粉じん排出等作業実施届出書」）

届出窓口	連絡先等	管轄市町
神戸市 環境保全指導課	神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST 2F TEL 078-595-6222	神戸市
姫路市 環境政策室	姫路市安田4-1 TEL 079-221-2463	姫路市
尼崎市 環境保全課	尼崎市東七松町1-23-1 TEL 06-6489-6305	尼崎市
明石市 環境保全課	明石市大久保町松陰1131 TEL 078-918-5030	明石市
西宮市 環境保全課	西宮市六湛寺町10-3 TEL 0798-35-3802	西宮市
加古川市 環境保全課	加古川市加古川町北在家2000 TEL 079-427-9201	加古川市
阪神北摂民局 環境課	宝塚市旭町2-4-15 TEL 0797-83-3101（代）	芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨県民局 環境課	加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL 079-421-1101（代）	高砂市、稲美町、播磨町
北播磨県民局 環境課	加東市社字西柿1075-2 TEL 0795-42-5111（代）	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
西播磨県民局 環境課	赤穂郡上郡町光都2-25 TEL 0791-58-2100（代）	神河町、市川町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
但馬県民局 環境課	豊岡市幸町7-11 TEL 0796-23-1001（代）	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波県民局 環境課	丹波市柏原町柏原688 TEL 0795-72-0500（代）	丹波篠山市、丹波市
淡路県民局 環境課	洲本市塩屋2-4-5 TEL 0799-22-3541（代）	洲本市、南あわじ市、淡路市

環境の保全と創造に関する条例に関する届出（「特定工作物解体等工事実施届」）

(1) 延べ床面積 1,000㎡以上又は法対象外の飛散性アスベスト → 各市町環境保全担当課

(2) 延べ床面積 80㎡以上1,000㎡未満

◇ 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市 → 各市環境保全担当課

◇ 芦屋市、伊丹市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市 → 各市建築指導担当課

◇ 上記以外の市町 → 下表の建築指導担当課※

※建設リサイクル法に基づく届出等を電子申請する場合は県民局環境課

届出窓口	連絡先等	管轄市町
阪神北摂民局 宝塚土木事務所 まちづくり建築課	宝塚市旭町2-4-15 TEL 0797-83-3101（代）	猪名川町
東播磨県民局 加古川土木事務所 まちづくり建築課	加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL 079-421-1101（代）	稲美町、播磨町
北播磨県民局 加東土木事務所 まちづくり建築課	加東市社字西柿1075-2 TEL 0795-42-5111（代）	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
中播磨県民センター 姫路土木事務所 まちづくり建築第1課、第2課	姫路市北条1-98 TEL 079-281-9653（代）	神河町、市川町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
但馬県民局 豊岡土木事務所 まちづくり建築第1課、第2課	豊岡市幸町7-11 TEL 0796-23-1001（代）	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波県民局 丹波土木事務所 まちづくり建築課	丹波市柏原町柏原688 TEL 0795-72-0500（代）	丹波篠山市、丹波市
淡路県民局 洲本土木事務所 まちづくり建築課	洲本市塩屋2-4-5 TEL 0799-22-3541（代）	洲本市、南あわじ市、淡路市

詳細は、[ひょうごの環境ホームページ](#)＞ 大気環境＞ アスベスト

のページをご覧ください。【URL】https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg_179/leg_321

